

令和7年10月4日
茅ヶ崎市文化財保護審議会
下寺尾遺跡群等保存・活用部会
資料3－4

附編 重なる史跡に対する保存活用の基本的考え方

附編 目次

1 史跡下寺尾官衙遺跡群と史跡下寺尾西方遺跡	1
(1) 重なる史跡	1
(2) 重なる史跡の特徴	1
2 重なる史跡の現状と課題	3
(1) 2つの史跡の保存活用	3
(2) 官衙遺跡群計画と西方計画検討報告の対比	3
(3) 重なる史跡の課題	4
3 重なる史跡の保存活用	6
(1) 重なる史跡に係る保存活用の基本的な考え方	6
(2) 保存活用計画の整合性	7
4 今後の取組み	10
(1) 仮称『下寺尾遺跡群保存活用整備計画』の策定	10
(2) 全体計画の提示	10
(3) 文化財保護法に基づく地域計画の策定と調整	10
(4) 現状への取組み	11

1 史跡下寺尾官衙遺跡群と史跡下寺尾西方遺跡

(1) 重なる史跡

下寺尾地区に所在する西方遺跡には、平成 27（2015）年に国史跡に指定された古代の官衙遺跡である「史跡下寺尾官衙遺跡群」が位置し、平成 31（2019）年には弥生時代の環濠集落が「史跡下寺尾西方遺跡」として国史跡として指定された。

史跡下寺尾官衙遺跡群は、律令制の成立から地方支配を示す郡家や国家仏教の広がりを示す古代寺院であり、史跡下寺尾西方遺跡は石器から鉄器へと移り変わる弥生時代中期後半において中核的な集落として機能した大規模な環濠集落として、我が国の歴史を語る上で重要な遺跡と言える。

このような異なる時代・種別の 2 つの史跡が重なって存在する遺跡は全国でも数少ない事例である。そこで、ここでは同じ場所に異なる時代の史跡が重層して存在している状態を「重なる史跡」と呼ぶこととし、両史跡の取扱いについて必要となる「重なる史跡に対する保存活用整備の基本的な考え方」を示すこととする。

(2) 重なる史跡の特徴

指定された 2 つの史跡の本質的価値については、それぞれ明らかにされているが、重なる史跡という状態になったことで、新たに以下のような特徴を有する。

ア 希少性を持つ史跡

同じ場所に異なる時代の史跡が重層して存在すると定義した「重なる史跡」の事例は少なく、令和 7（2025）年 3 月現在では福岡県福岡市に所在する「史跡福岡城」と「史跡鴻臚館^{こうろくかん}」の事例があるだけで下寺尾西方遺跡が 2 例目となる。「重なる史跡」は、訪れることで我が国の歴史を紡ぐことができる史跡が同じ場所に重なって二つ存在するということであり、全国的にも希少な価値を持つ史跡である。なお、史跡の中心部分が広い範囲にわたり重なっている事例は本市の下寺尾地区において他にない。

イ 複合遺跡及び遺跡群の理解を深める史跡

考古学では、一つの遺跡に異なる時代の遺跡が所在することを複合遺跡と呼ぶ。西方遺跡は、史跡以外にも縄文時代、古墳時代、中世、近現代の遺跡が確認されている複合遺跡であり、2 つの史跡を軸に遺跡の重層性を表現できる遺跡と言える。

また、重層性だけでなく、西方遺跡の周辺遺跡には史跡に関連する内容が確認されており、「重なる史跡」の理解をする上で欠かせない要素である。史跡と史跡に関連する周辺遺跡を含めた遺跡群を「下寺尾遺跡群」とし、時間軸である重層性ととも地域の一体的な理解を深めることができる。

ウ 地域の歴史を知る地域資源としての遺跡

重なる史跡を含む複合遺跡や遺跡群の内容を理解することで、遺跡が所在する土地の歴史的変遷を知ることができる。土地の歴史的変遷は、国の歴史として重要であるとともに、その土地固有のものであり、地域資源としても有効に活用できる。また、希少性を持つ「重なる史跡」の存在を知ることにより、国民の財産として守り、誇りとする気持ちを醸成していくことができる。

エ 遺跡立地に関する調査研究への展開

2つの史跡は、時代は異なるものの同じ位置、地形に立地し、各時代の中心的な場所となっていたという共通点がある。このことは、2つの時代において、当時の社会が重要な機能をこの場所に見出したことになり、遺跡の性格や立地、景観などの視点から遺跡の場所性に関する研究の展開を望める遺跡である。

オ 遺跡の多様な価値を示す

同じ場所の遺跡が二重の史跡指定を受けたことは、遺跡の価値が単一の時代・種別だけでなく、異なる時代・種別の遺跡が存在する複合遺跡という観点からも価値が創出される可能性を示しているものである。遺跡が存在する土地の特徴や遺跡保護の歩みなど、様々な視点で遺跡の価値の多様性を認め、その内容を活かしていくことが地域や文化財保護にとって重要と言える。重なる史跡はそうした中の一つである。

2 重なる史跡の現状と課題

(1) 2つの史跡の保存活用

史跡下寺尾官衙遺跡群においては、平成 29（2017）年 3 月に『史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用計画』（以下、「官衙遺跡群計画」という。）が策定されている。一方、史跡下寺尾西方遺跡においては、令和 7（2025）年 7 月に『史跡下寺尾西方遺跡保存活用計画検討報告』（以下「西方計画検討報告」という形で保存活用の指針が示されている。

史跡の保存活用整備については、各史跡の当初指定後から順次実施しており、進捗を概観すると次のようになる。

「保存・管理」では地権者の理解を得ながら追加指定を進めており、保存用地の拡大を図っている。また、並行して指定地に対する公有化も少しずつではあるが、継続して実施している。平成 31（2019）年 2 月 26 日には新たに弥生時代中期の環濠集落が史跡指定を受けた。こうした動きは茅ヶ崎市文化財保護審議会や同保存活用部会などの指導助言を得ながら進められている。加えて、地域や市民団体、有識者などで構成する下寺尾遺跡群保存活用連絡会（以下「連絡会」という。）とも情報を共有している。「調査・研究」では、指定後から発掘調査を継続的に進めており、22 地点における調査を実施し資料の蓄積を進めている。さらに「活用」では、遺跡調査発表展示会における定期的な成果報告を行うとともに現地見学会や講座、学習会などの開催、学校教育との連携も図りながら史跡理解への動きを進めている。「整備」では、現地において案内板や遺構表示などの仮整備を実施している。一方、こうした動きの中で予定していた整備計画策定については遅れている。背景には新型コロナウイルス感染症防止など複数の要因があるかと思われるほか、遺跡地に所在している北陵高校移転事業の遅れも影響していると思われる。

(2) 官衙遺跡群計画と西方計画検討報告の対比

2つの史跡の保存活用に際して、官衙遺跡群計画と西方計画検討報告が描く内容が相容れないものであると、それぞれの計画に支障をきたすことになる。そこで計画内容を項目ごとに対比し、差異を確認しておきたい。

ア 保存管理

保存の方向性は、表現は異なるものの双方史跡の保存と景観の保全を示している。なお、官衙遺跡群計画では基準の作成、追加指定、周辺の歴史遺産の保存、市民との連携した保存管理などについて細かく示している。西方計画検討報告でも同様なものが求められている。

保存方法については、双方とも地区区分ごとの取扱いを示しており、取扱いの考え方に大きな相違は無い。また、追加指定・新指定については、官衙遺跡群は優先地区を示すと同時に弥生の新指定を目標として掲げた。さらに、双方とも公有地化については推進の考えを示している。

イ 調査研究

双方とも計画的で適切な調査の推進を目標としているが、官衙遺跡群計画では官衙遺跡研究を目的に掲げている。一方、西方検討報告では、史跡の価値を高める調査研究として環濠集落の調査研究の推進を掲げている。なお、双方とも重なる史跡に対する調査方法に関する具体的な言及はみられない。

ウ 活用

双方とも表現はやや異なるが同様な方針を示している。西方検討報告では「史跡への愛着をはぐくむ活用」という表現を用いている。

エ 整備

双方とも史跡の保存と地域に親しまれる整備を目指しており、官衙遺跡群計画では、現在および将来を見据えた段階的な整備を、西方検討報告ではまちづくりの拠点を目指すことが示されている。なお、この段階ではともに整備に関する具体的な方法については示されていない。

オ 運営体制

方向性では地域との協働について双方とも示されているが、内容や表現がやや異なる。方法では職員体制をはじめ専門家、関連市町村、地域・市民などとの連携した運営・体制を目指している。やや異なることもあるが、その内容が、双方の運営を妨げることにはならず、むしろ補う項目となると思われる。

カ 実施期間

実施期間については、官衙遺跡群のみ提示されている。具体的には官衙遺跡群計画では短期計画平成 29（2017）～令和 2（2020）年、中期計画令和 3（2021）～令和 8（2026）年、長期計画令和 9（2027）～令和 18（2036）年である。一方、西方計画検討報告では示されていない。

(3) 重なる史跡の課題

官衙遺跡群計画と西方検討報告の対比を踏まえると大きな差異はないものの、記載内容や表現に違いがみられる。また、単独の史跡についての保存活用計画と検討報告ということもあり、重なる史跡としての保存活用に係る記載は十分とは言えない。同じ土地に存在する 2 つの史跡は一体的に保存活用することが望ましいが、その場合には次の課題を解決する必要がある。

ア 保存管理

指定範囲や今後保存を要する範囲は、厳密には史跡毎に異なるのであり、それぞれの範囲を適切に把握・周知し、指定や現状変更の手続きに滞りなく行う必要がある。重なる史跡であることで、一方の史跡に係る手続きや把握を失念するなどの混乱が生じることも想定される。

また、2 つの史跡は一体的に管理することが望ましいが、範囲が広大となる。

イ 調査研究

史跡の指定や整備においては、歴史的な価値を踏まえることが必要である。2つの史跡が重なることによって、保存対象を把握することが難しくなる可能性がある。

例えば、遺跡の詳細を確認していく発掘調査等において、下層にある古い時代の遺跡を調べる場合、上層の新しい時代の遺跡は掘り下げることになり上層の遺構を破壊してしまう。一方、上層を保護した場合は下層の遺跡内容を確認することができなくなってしまう、など調査研究を進める際の保存対象に対する課題が生じる。

ウ 活用

考古学や発掘調査においては、複合遺跡自体は珍しいものではないが、複数の時代が積み重って遺跡が存在していることやその仕組みは、一般に十分理解されているとは言い難い。また、複数の時代がある遺跡のうち、2つの時代の内容が史跡に指定されたことも理解しにくいものである。したがって、重なる史跡の価値を効果的に伝えるためには、2つの史跡の内容だけでなく、重なる史跡や複合遺跡についての理解も促していく必要がある。

エ 整備

史跡整備においては、遺構の表面表示や説明板などで史跡の価値を顕在化させ、我が国の歴史を体感できるよう工夫を行う。しかし、重なる史跡においてはどちらか一方の史跡のみ整備したり、2つの史跡整備が存在することによる事実誤認などを招く可能性があるため、史跡や歴史の理解にあたり、無秩序な整備とならないよう注意が必要である。そのため、それぞれの史跡の特徴や重なる史跡を踏まえた方針を定め、遺構表示、景観復元などの整備の方法を検討する必要がある。

オ 運営体制

重なる史跡における保存活用整備は、同じ場所の土地の歴史であるという観点から2つの史跡を一体のものとして、運営すべきものである。また、2つの史跡を対象とするとともに「重なる史跡」としての価値も有していることから、それに見合う財源・人材の確保も課題である。

また、官衙遺跡群計画は策定から10年が経過し、策定当初の計画と現在の実態を踏まえた見直しの時期に当たる。官衙遺跡群計画及び西方検討報告においては保存活用整備に係る方針や方法がそれぞれの史跡を中心に記載されており、重なる史跡として2つの史跡の保存活用整備の整合性を図っていく必要がある。

カ 実施期間

運営・体制と同じく2つの史跡は一体として、保存活用整備を実施すべきものであり、事業に係る実施期間も軌を一にして取り組む必要がある。

3 重なる史跡の保存活用

(1) 重なる史跡に係る保存活用の基本的な考え方

史跡は我が国の歴史の正しい理解に資するうえで欠かせない、学術上重要な文化財であるということを踏まえ、重なる史跡に対してはどちらかに優劣をつけることは避けなければならない。その上で、同じ場所に異なる時代の史跡が存在するという事実を認識し、それぞれが有する特質を尊重しながら史跡全体の調和のとれた保存活用を進めていく必要がある。また、同じ場所に異なる時代の史跡が存在するという特徴を活かし、複合遺跡への理解を深めるとともに、重なる史跡の希少性及び史跡の多様な価値を周知し、土地の歴史という地域資源として後世に継承し、住民の誇りを醸成していくことを目指すことも必要である。さらに、2つの史跡を中心に広がる遺跡（≡下寺尾遺跡群）は、重なる史跡の価値と共に一帯の地形が織りなす景観や歴史の重層性から今後多様な価値を生み出すものとして積極的に保全し、保存活用に組み込んで、重なる遺跡への理解を深めることが求められる。

こうしたことを踏まえ、重なる史跡に対する保存活用の基本的な考え方について以下にまとめる。

ア 2つの史跡に対する優劣はつけない

古代における史跡下寺尾官衙遺跡群及び弥生時代の環濠集落である史跡下寺尾西方遺跡それぞれが、我が国の歴史を語る上で欠くことのできず、学術的に高い価値をもつ史跡であることから、保存活用において優劣をつけることは不可能であり、そうした検討は行わない。

イ 2つの史跡の歴史的価値を守り高める

2つの史跡の本質的価値が適切に保存され継承されることを前提として、双方の歴史的価値が高まるよう保存活用を行う。

ウ 重なる史跡の理解促進

重なる史跡は二重指定を受けた数少ない遺跡であることから、その特徴を活かして希少性や重要性を理解されるような保存活用を進め、全国に発信するとともに地域の誇りや文化財保護の意識を醸成する。

エ 複合遺跡・遺跡群を意識した保存活用整備

重なる史跡を中心として広がる下寺尾遺跡群は、様々な時代・種別の複合遺跡であることから、未指定部分を含め異なる時代を構成する遺構・遺物の内容を把握し、遺跡が所在する土地の変遷が理解できるような保存活用を意識する必要がある。そうすることで、史跡・遺跡だけでなく土地への理解を深めることとなり、地域資源として活かすことができる。

(2) 保存活用計画の整合性

官衙遺跡群計画と西方計画検討報告を対比し相違点や課題を確認したが、保存活用を進めていくにはこうした相違点の調整を行う必要がある。加えて両計画を重ねる史跡という視点からもみる必要があり、「基本的考え方」との整合も必要がある。ここでは重なる史跡の基本的考え方と両計画との整合を図るための方向性を項目ごとに示しておきたい。

ア 保存管理

2つの史跡を含む下寺尾遺跡群の一体管理を行う

同じ場所で重なり合う史跡は、各々の史跡の価値を継承しつつ重層性を活かした保存活用が必要である。そのためには個々の保存管理を行うのではなく一体的な管理を行う必要がある。

2つの史跡の本質的価値を守る

古代における下寺尾官衙遺跡群および弥生時代の環濠集落それぞれが、我が国の歴史を語るうえで欠くことのできない史跡であることから、優劣をつけることは不可能であり、整備計画は、双方の本質的価値を尊重しながら、偏らないように計画を組むことが必要である。

現状変更

2つの史跡の保存のため、保存地区の設定は双方の史跡が網羅するようにし、事前相談を含む現状変更手続きの徹底を図る。現状変更にあたっては原則それぞれの保存管理区分に従うが、歴史の重層性が生み出す価値を踏まえて適切に取扱うこととする。

追加ならびに新指定と公有地化の推進

2つの史跡の調査研究を進めるとともに、本質的価値に基づく内容が明らかになった場合は、史跡下寺尾西方遺跡、史跡下寺尾官衙遺跡群のそれぞれの追加指定を進める。また、重層する遺跡において重要な要素である縄文時代貝塚については詳細を把握し、新たに「西方貝塚」として文化財指定を目指す必要がある。さらに、指定後においては史跡の保存のため、所有者の財産権を尊重しつつ史跡指定地の公有地化（買取り・寄附等）を推進する。なお、複合遺跡であることを意識して異なる時代の内容の把握に努め、適切に保存を行う必要がある。

イ 調査研究

適正な目的に沿った調査研究

史跡は現状保存が原則であり、確認調査等を行う場合は、史跡の歴史的評価の判断に必要とされる資料および保存活用に関わる資料を得ることを目的とするものに限り、計画的に実施する。

重なる史跡を意識した確認調査

確認調査は、史跡が重なって存在することを念頭に行い、双方の史跡に抵触しないように努める。調査地点における両遺跡の状況を把握し、特に下層に所在する遺跡の調査では、上層に所在

する遺跡の保護に配慮する必要がある、下層にある遺跡の調査を進める際には、有識者や関係者の指導助言を踏まえ慎重に実施する。

複合遺跡に関する研究

考古学において複合遺跡は、同じ場所に時代が異なる遺跡が存在することを示すが、複数の遺跡が、同じ場所に形成された背景に共通する点があるかを含め、遺跡立地の観点からも研究を進める必要がある。

公開普及の原則

調査に際しては、現地見学などを行い遺跡状況や発掘調査に対する理解を深めることが必要である。調査成果については報告書を作成するとともに、平易な普及版を作成し広く公開普及に努める。公開に際しては、重なる史跡であることを踏まえ、重層的に異なる時代の遺跡が存在することを理解してもらえよう工夫する必要がある。

ウ 活用

重なる史跡への理解の深化

重なる史跡という希少さを示し、その特性を活かした活用を進め、積極的に情報発信する。また、社会教育・学校教育においても活用を進め地域にとって誇りとなる存在であるという意識を醸成することが必要である。

重なる史跡については、訪問者の理解が深められるよう遺跡の重層についての説明を工夫し、各時代の発掘調査成果などを平易に説明するとともに、史跡や重層する遺跡の価値をわかりやすく伝える。

拠点の創出と回遊性の向上

2つの史跡や下寺尾遺跡群の案内板やガイダンス施設などの拠点をつくとともに、博物館や公民館、地元、関係団体との連携を図り、回遊性を向上させる。

他方面との連携と持続可能な活動

市民・地域、研究者、行政などで構成する連絡会を有効に活用し他方面との連携を図りながら、持続可能な活動を実施していく。

エ 整備

2つの史跡の価値を顕在化する整備

史跡整備においては、史跡の価値を顕在化させることが重要であり、そのためには2つの史跡の本質的価値を踏まえた情報を正確に伝えられる整備が必要である。また、地方官衙や弥生時代の環濠集落を体感できる整備が求められ、整備計画に基づく一体的かつ調和する整備が必要である。

重なる史跡であることを理解できる整備を進める

重なる史跡の整備においては、時代の異なる史跡が同じ場所に整備されることになる。それぞれの史跡を活かしながら混乱を招くことなく、全体として調和のとれた整備を行う必要がある。そのためには、重なる史跡であることやそれを踏まえた整備であることを伝えることが必要である。

複合遺跡・遺跡群であることを意識した整備

2つの史跡を含み、同じ場所に時代の異なる遺跡が存在する下寺尾遺跡群は、我が国の歴史を語る上で欠かせない2つの史跡を中心に、他の時代の理解を深めることができる遺跡群である。複合遺跡であることは珍しくないが、同一地域を時間軸という視点で説明することで、その土地に刻まれた歴史を知ることができる。このことは、地域史理解につながるもので、土地の歴史（変遷）を伝える整備を行う必要がある。

史跡の多様な価値を知らせる整備

重なる史跡は、数少ない事例であり全国に発信できる内容であることを周知し、地域にとっても重要な遺産であり、地域の宝としての誇りを持ってもらえるような整備を目指す。

オ 運営・体制

2つの史跡の一体運営と財源の確保・人員体制の充実

重なる史跡における保存活用の運営は、両史跡を一体のものとして扱う必要がある。また2つの史跡を対象としていることから、それに見合う財源の確保とともに適切な保存活用を進めていくため計画的な人員確保や育成が必要である。

地域住民・地権者の理解・協力

運営にあたっては市（行政）だけではなく地域住民・地権者をはじめとした市民、研究者などが協働して進めることが肝要である。連絡会を定期的で開催し理解と協力を得ながら進めるとともに、学習会などを通じて2つの史跡や歴史の重層性への理解を深め、遺跡の保存活用を主体的に活動する体制の構築を目指す。

関係機関・有識者の助言と広域連携

重なる史跡の保存活用を進めるため国や県と十分に連携し、指導助言を受けるとともに財政的な支援を受ける。併せて、下寺尾遺跡群等保存・活用部会をはじめ、有識者などの専門的見地からの意見をいただきながら運営する。また、全国史跡整備市町村協議会への参加や史跡整備に関連する市町との交流・情報交換を通して、適切な保存活用について広域的な連携を図る。

4 今後の取り組み

(1) 仮称『下寺尾遺跡群保存活用整備計画』の策定

官衙遺跡群計画及び西方計画検討報告と今回示した「基本的な考え方」との調整を図りながら、仮称「下寺尾遺跡群保存活用整備計画」の策定を進める必要がある。そこでは、今回示されている方向性を踏まえながら、保存活用について詳細な計画を策定する必要がある。なお、計画に必要と思われる項目について以下に示しておく。

○計画策定の経緯との目的

- ・経緯・目的・委員会設置・関連計画との関係

○計画地の現状

- ・自然的環境・歴史的環境・社会的環境

○史跡の概要と現状と課題

- ・指定状況・史跡の概要・史跡公開活用のための諸条件の把握・広域関連整備計画

○整備の基本方針

- ・基本理念と方針・整備対象と施行期間

○整備基本計画

- ・全体計画及び地区区分計画・遺構保存に関する計画
- ・重なる史跡および複合遺跡理解に関する計画・動線計画・地形造成計画・遺構表現計画
- ・修景及び植栽・案内・解説板施設計画・管理・便益施設計画・公開・活用に関する施設計画
- ・周辺地域の環境保全に関する計画
- ・地域全体における関連文化財等との有機的活用に関する計画・整備事業に伴う調査計画
- ・公開・活用計画・管理・運営計画・事業計画・地域との協業活動計画

○出土資料・調査資料の保存と活用に関する計画

○完成予想図

(2) 全体計画の提示

仮称『下寺尾遺跡群保存活用整備計画』の策定後には、計画に沿いながら基本・実施設計を経て整備に着手することになるが、下寺尾遺跡群の保存活用整備事業に関する今後の全体計画を示し理解を得ることが必要である。

(3) 文化財保護法に基づく地域計画の策定と調整

下寺尾遺跡群の保存整備を進めるにあたっては、文化財保護法に基づき進めていくことになるが、文化財保護法改正に伴い市町村に策定が求められている「地域計画」との整合性を図る必要

がある。現在、本市では策定の検討を進めている段階であることから、「地域計画」において下寺尾遺跡群の整備について記載することが求められる。このため「地域計画」の策定を並行して進めることが求められる。

(4) 現状への取り組み

下寺尾遺跡群に対する本格的な整備には、一定の時間を有することが予想される。しかしながら、市民の史跡への関心は高く、遺跡を活用した事業などが実施されており、今後も継続されることから、ますます史跡に対する関心が高まっていくことが予想される。したがって、史跡を積極的に活用し、現地施設に関しても必要な整備を進めていくことが求められる。